

委託規程の新旧対照表

(傍線は変更部分)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本約款において、各利用許諾の意義は、次のとおりとする。</p> <p><u>(10) 「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。</u></p> <p><u>(11) 「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいう。</u></p> <p><u>(12) 「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいう。</u></p> <p>(管理委託契約 - 取次)</p> <p>第3条 乙は甲に対して、乙が管理委託契約で指定した音楽著作物(乙が甲に作品届を提出した著作物)についての、以下のいずれかの利用許諾(乙が管理委託契約で指定するところによる)について、甲が甲の名において乙の計算で取次による管理(利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務)を行うことを委任し、甲はこれを受任する。</p> <p>ただし、(5)映画録音に関する利用許諾、(6)コマーシャル放送用録音に関する利用許諾については、その使用料の額は、利用契約の都度、乙が決めるものとする。</p> <p>(1) レコードに関する利用許諾</p> <p>(2) ビデオグラムに関する利用許諾</p> <p>(3) インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾</p> <p>(4) ゲームソフトに関する利用許諾</p> <p>(5) 映画録音に関する利用許諾</p> <p>(6) コマーシャル放送用録音に関する利用許諾</p> <p>(7) インタラクティブ配信に関する利用許諾</p> <p>(8) 放送に関する利用許諾</p> <p>(9) 有線放送に関する利用許諾</p> <p><u>(10) 出版に関する利用許諾</u></p> <p><u>(11) 貸与に関する利用許諾</u></p> <p><u>(12) 業務用通信カラオケに関する利用許諾</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本約款において、各利用許諾の意義は、次のとおりとする。</p> <p><u>出版に関する委託管理を開始するに当たり追加</u></p> <p><u>貸与に関する委託管理を開始するに当たり追加</u></p> <p><u>通信カラオケに関する委託管理を開始するに当たり追加</u></p> <p>(管理委託契約 - 取次)</p> <p>第3条 乙は甲に対して、乙が管理委託契約で指定した音楽著作物(乙が甲に作品届を提出した著作物)についての、以下のいずれかの利用許諾(乙が管理委託契約で指定するところによる)について、甲が甲の名において乙の計算で取次による管理(利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務)を行うことを委任し、甲はこれを受任する。</p> <p>ただし、(5)映画録音に関する利用許諾、(6)コマーシャル放送用録音に関する利用許諾については、その使用料の額は、利用契約の都度、乙が決めるものとする。</p> <p>(1) レコードに関する利用許諾</p> <p>(2) ビデオグラムに関する利用許諾</p> <p>(3) インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾</p> <p>(4) ゲームソフトに関する利用許諾</p> <p>(5) 映画録音に関する利用許諾</p> <p>(6) コマーシャル放送用録音に関する利用許諾</p> <p>(7) インタラクティブ配信に関する利用許諾</p> <p>(8) 放送に関する利用許諾</p> <p>(9) 有線放送に関する利用許諾</p> <p><u>出版に関する委託管理を開始するに当たり追加</u></p> <p><u>貸与に関する委託管理を開始するに当たり追加</u></p> <p><u>通信カラオケに関する委託管理を開始するに当たり追加</u></p>

委託規程の新旧対照表
(傍線は変更部分)

<p>各著作物に 分配対象となる業務用通信カラオケ使用料 ×当該著作物の 対する分配 額 = $\frac{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}}{\text{分配点数}}$</p>	
<p>2 著作物分配点数の計算は、以下のとおりとする。</p> <p><u>端末台数分配金</u> <u>著作物分配点数 = 基礎点数（1点。1アクセスコードに複数の著作物が使用される場合、0.5点）×当該著作物が利用可能な状態にある端末装置の全台数</u></p> <p><u>利用回数分配金</u> <u>著作物分配点数 = 基礎点数（1点。1アクセスコードに複数の著作物が使用される場合、0.5点）×当該著作物の利用回数</u></p> <p>3 <u>著作物の使用状況、報告方式等から、前2項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</u></p>	